

公認スノーボード指導者検定基準及び実施要領

I 公認スノーボード指導員検定基準

1. 公認スノーボード指導者検定規程第8条に基づき、公認スノーボード指導員検定基準及び実施要領を次のとおり定める。

(1) 検定内容

検定内容は、実技種目と理論とする。

① 実技種目は、次のとおりとする。

(実践種目)

- フリーラン (急斜面)
- フリーラン (中急斜面)
- フリーラン (緩斜面)

(指導種目)

- ミドルターン (中斜面)
- ショートターン (中斜面)
- トラバース～スピン (緩斜面)

② 理論

理論の出題範囲は、TOTAL SNOWBOARDING (SAJスノーボード教程)、日本スキー教程安全編、教育本部オフィシャルブック、資格検定受検者のために、規約・規程とする。

(2) 養成講習

① 養成講習は、集合講習 12 時間、自主学习 6 時間、加盟団体が実施する。

- 基礎理論 4 時間 (集合講習 3 時間、自主学习 1 時間)
- 指導実習 2 時間 (集合講習 1 時間、自主学习 1 時間)
- 実技実習 12 時間 (集合講習 8 時間、自主学习 4 時間)

② 講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スノーボード技術員、スキーパトロール技術員等とする。

(3) 採点基準

① 実技種目は、検定員 3 名の評価の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、少数点第 1 位を四捨五入とする。

② 1 種目当たり、100 ポイントとし、6 種目の評価の合計が 480 ポイント以上を合格とする。ただし、実技種目の合計が 480 ポイント以上であっても、6 種目中 5 種目が 80 ポイント以上でなければならない。

③ 理論は、100 点満点とし、60 点以上をもって合格とする。

④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書または所属加盟団体の証明書により確認する。

⑤ 総合判定は、実技・理論の合格をもって合格とする。

II 公認スノーボード準指導員検定基準

2. 公認スノーボード指導者検定規程第 20 条に基づき、スノーボード準指導員検定基準及び実施要領を次のとおり定める。

(1) 検定内容

検定内容は、実技種目と理論とする。

① 実技種目は、次のとおりとする。

(実践種目)

- ミドルターン (中急斜面)
- ショートターン (中急斜面)
- フリーラン (中急斜面)

(指導種目)

- ミドルターン (緩中斜面)
- スイング to スイング (緩中斜面)
- トラバース～ジャンプ (緩斜面)

② 理論

理論の出題範囲は、TOTAL SNOWBOARDING (SAJスノーボード教程)、日本スキー教程安全編、教育本部オフィシャルブック、資格検定受検者のためとする。

(2) 養成講習

- ① 養成講習は、集合講習 12 時間、自主学習 6 時間、加盟団体が実施する。
 - 基礎理論 4 時間 (集合講習 3 時間、自主学習 1 時間)
 - 指導実習 2 時間 (集合講習 1 時間、自主学習 1 時間)
 - 実技実習 12 時間 (集合講習 8 時間、自主学習 4 時間)
- ② 講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スノーボード技術員、スキーパトロール技術員等とする。
- ③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。

(3) 採点基準

- ① 実技種目は、検定員 3 名の評価とし、3 名の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、少数点第 1 位を四捨五入とする。
- ② 1 種目当たり、100 ポイントとし、6 種目の評価の合計が 450 ポイント以上を合格とする。ただし、実技種目の合計が 450 ポイント以上であっても、6 種目中 5 種目が 75 ポイント以上でなければならない。
- ③ 理論は、100 点満点とし、60 点以上をもって合格とする。
- ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書または所属加盟団体の証明書により確認する。
- ⑤ 総合判定は、同一年度内において、実技・理論の合格をもって合格とする。

3. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成 10 年 10 月 5 日	制定
平成 12 年 9 月 20 日	改正
平成 14 年 6 月 28 日	改正
平成 15 年 6 月 27 日	改正
平成 21 年 9 月 18 日	改正
平成 23 年 9 月 20 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
平成 30 年 12 月 13 日	改正
令和 2 年 11 月 6 日	改正